

「白水越地区地熱発電計画(仮称) 計画段階環境配慮書」に対する環境の保全の見地からの鹿児島県知事意見

1 総括事項

- (1) 環境影響評価や事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守するほか、鹿児島県環境基本計画及び関係市町の環境基本計画等に記載のある環境に配慮すべき事項についても十分勘案するとともに、地域住民等の意見に十分配慮すること。
- (2) 対象事業実施区域の設定並びに地熱発電設備及び附帯設備（以下「地熱発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）、工事用道路（道路の拡幅工事等を含む。以下同じ。）の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行った上で、地熱発電設備等の配置等について実現可能な事業計画を検討し、改変を想定していない範囲を除外すること。また、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。
また、配置等を決定するに当たり、環境の保全の見地から検討した経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。
- (3) 環境保全措置の検討に当たっては、複数案の比較を行い、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
また、環境への影響の回避又は十分な低減ができない場合は、地熱発電設備等の配置の変更のほか、事業計画の見直しを含めて検討すること。
- (4) 事業実施想定区域の周辺では、他事業者による稼働中の地熱発電設備等があり、近接して地熱発電設備等が立地することによる累積的な環境影響が懸念されることから、その影響について検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と協議・調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。
また、事業計画、環境調査及び工事内容等に関する情報については、環境影響評価に係る図書をインターネットにおいて継続して閲覧できるようにすることを含め、地域住民等に対し、積極的に情報公開及び説明を行うこと。

2 個別事項

- (1) 大気環境に対する影響
事業実施想定区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、工事中及び供用時における大気質、騒音及び低周波音並びに振動による生活環境への影響が懸念されることから、地熱発電設備等の配置等の検討に当たっては、最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、大気環境への影響を回避又は低減すること。
- (2) 水環境に対する影響
事業実施想定区域の周辺には、複数の水源及び河川が存在しており、工事中及び

供用時における地下水の採取及び還元、工事に伴い発生する排水並びに冷却塔から排出される排水による水環境への影響が懸念されることから、工事中及び供用時の影響を把握できる地点を調査地点に設定した上で、適切に調査、予測及び評価を行うとともに、事業実施前の水環境のモニタリングの実施及び河川の水量や水質への影響を極力回避又は低減するための措置の検討を実施し、水環境への影響を回避又は低減すること。

また、冷却塔からのオーバーフロー水の処理については、その方法及び水環境への影響に対する考え方を方法書に記載すること。

(3) 温泉に対する影響

事業実施想定区域の周辺には複数の温泉が存在していることから、工事中及び供用時における温泉への影響について、周辺の温泉のモニタリングの実施と併せて適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を地元関係者に共有すること。また、モニタリングの結果、工事中及び供用時における温泉の枯渇・減少等の影響が懸念される場合には、地元関係者と合意形成を図った上で、温泉への影響を回避又は低減する等の適切な措置を講ずること。

(4) 動物、植物、生態系に対する影響

ア 事業実施想定区域及びその周辺は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定された霧島錦江湾国立公園の普通地域及び特別地域が存在しており、鳥獣保護区が設定されているほか、国内希少野生動植物種のクマタカ、国指定天然記念物のヤマネ、カモシカ、絶滅危惧種のヤクヤモリなどが生息している可能性があること、一部にイスノキーウラジログシ群集も存在することから、自然環境や動植物に対する影響が懸念される。

地熱発電設備等の配置等の検討に当たっては、県、関係市町及び専門家等の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、自然環境や動植物への影響を回避又は低減すること。

また、事業実施想定区域及びその周辺では、コウモリ類を含む哺乳類の本格的な調査がなされていないことから、未知種も想定して適切な調査を行うとともに、今後の詳細な調査で、対象事業実施区域内に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）及び鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 15 年鹿児島県条例第 11 号）で指定されている種が確認された場合、国及び県との協議を行うとともに、専門家等の意見も踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。

イ 地熱発電設備等の設置に伴う樹木の伐採、切土・盛土等による地形改変や、工事に伴い発生する排水及び冷却塔から排出される排水・排ガス等により、哺乳類等の動物の行動、生息地の利用状況の変化や植生の変化等による影響が考えられるため、適切に調査、予測及び評価を行い、生態系への影響を回避又は低減すること。

また、法面等の緑化においては、生態系への影響を回避又は低減すること。

ウ 事業実施想定区域及びその周辺は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林に指定されており、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定された霧島錦江湾国立公園があるなど、自然環境の保全上重要な地域が含まれている。

これらの地域に地熱発電設備等の配置等を検討する場合は、保安林を原則除外するよう検討するとともに、自然環境に対する影響が最小限となるよう適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 景観及び人と自然とのふれあいの活動の場に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、霧島錦江湾国立公園があり、「えびの岳展望台」など主要な眺望点、景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場が存在していることから、眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。

このことから、主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、主要な眺望方向を考慮した適切な調査、予測及び評価を行い、眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は低減するよう、地熱発電設備等の配置等を検討するとともに、霧島錦江湾国立公園及びその周辺の豊かな自然環境や観光資源と調和するよう、施設の配置、規模、デザイン、色彩等について十分な配慮を行うこと。

なお、調査、予測及び評価を行うに当たっては、国（霧島錦江湾国立公園の管理者）、関係市町及び専門家、地域住民等及びその他の利用者の意見を踏まえること。

(6) 廃棄物等に係る影響

本事業計画の今後の検討に当たっては、建設残土及び廃棄物の発生量を可能な限り抑制する計画とすること。

(7) その他

ア 地球温暖化防止の観点から、工事の実施における温室効果ガスの排出削減について、検討すること。

イ 本事業に係る温室効果ガス排出量の削減効果等について、森林の伐採による二酸化炭素吸収量の減少及び建設機械の稼働による温室効果ガスの発生と地熱発電による排出量削減を比較することにより明らかにし、方法書以降の図書に適切に記載すること。

ウ 建設工事に伴う土地の改変及び建設残土や資材等の置き場の設定に当たっては、水環境、動物、植物及び生態系等への影響を及ぼす場合が考えられることから、水道水源等の位置等に留意の上、必要に応じて水道事業者や専門家等へ意見聴取し、調査、予測及び評価を行い、影響を回避又は低減すること。

また、大雨時において、土砂災害の発生のおそれがあることから、溪流等における盛土は極力避けること。